

お知らせ

記者発表資料 | 令和 7 年 7 月 23 日（水）

同時発表：国土交通省本省

国営備北丘陵公園特定運営事業（コンセッション）の 「実施方針（案）」を公表 ～ 9 月より民間事業者との対話を実施します～

国土交通省では、国営備北丘陵公園における持続的な公園経営の実現や更なる周辺地域の活性化及び多様な社会課題の貢献に向け、民間の資金、経営能力を活用するコンセッション事業の検討を進めています。

そこで今回、国営備北丘陵公園特定運営事業の「実施方針※（案）」を公表し、9 月より、民間事業者との対話を実施します。

※：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項に規定する実施方針

◆これまでの検討経緯

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000136.html

◆国営備北丘陵公園管理運営事業の実施方針（案）の公表

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/concession/housinan/r050723.html>

※実施方針（案）、意見書、官民対話実施要領、守秘義務申請書、官民対話意見書は上記アドレスから取得してください。

◆特定事業の概要

- 事業名：国営備北丘陵公園特定運営事業
- 事業方式：PFI 法第 2 条第 6 項に規定するコンセッション事業
- 事業内容：国営備北丘陵公園の管理運営
- 事業概要：別添資料のとおり
- 官民対話申込期限：令和 7 年 8 月 6 日（水）
- 質問受付期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）（平日・昼間）

建政部 都市・住宅整備課長 中 古 淳 法（内線 6161）

【担当】建政部 都市・住宅整備課長補佐 植 奈 央 子（内線 6163）

事業概要

1 事業の目的

持続的な公園の管理運営や周辺地域の活性化及び多様な社会課題への貢献に向け、国営備北丘陵公園の目指す姿を示した「国営備北丘陵公園管理運営ビジョン」の実現を目指し、管理運営を行うものである。

事業実施においては、民間の資金、経営能力を活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく P F I 手法を導入し、民間事業者とともに官民連携を図りながら、より効率的かつ効果的に公園サービスの向上を行うものである。

「国営備北丘陵公園管理運営ビジョン」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/bijyon/sakutei/data/bijyon-1.pdf>

2 事業の対象となる公共施設等の名称

国営備北丘陵公園

<https://www.bihokupark.jp/>

3 事業方式

P F I 法第 2 条第 6 項に基づくコンセッション事業

4 事業の内容

- ・運営準備業務
- ・マネジメント業務
- ・企画運營業務
- ・維持点検業務
- ・更新修繕業務
- ・植物管理業務
- ・利用サービス提供
- ・イベントの企画運営及び誘致

5 事業期間

事業期間：令和 9 年 4 月頃 ～令和 30 年 1 月 31 日（約 21 年間）

うち準備期間：令和 9 年 4 月頃 ～令和 10 年 1 月 31 日（約 1 年間）

うち運営期間：令和 10 年 2 月 1 日～令和 30 年 1 月 31 日（ 20 年間）

6 民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募により選定することを予定している。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年 7月23日	実施方針（案）の公表、官民対話申込・質問受付開始
令和7年 8月 6日	官民対話申込受付期限
令和7年 8月22日	質問受付期限
令和7年 9月 8日～9月19日	官民対話
令和7年 9月 下旬～10月上旬	質問に対する回答の公表
令和7年12月頃	実施方針の公表
令和8年 3月頃	特定事業の選定・公表
令和8年 5月頃	募集要項等の公表
令和8年 6月頃	第一次審査資料の受付期限
令和8年 7月頃	第一次審査結果の通知
令和8年10月頃	第二次審査資料の受付期限
令和8年12月頃	民間事業者の選定
令和9年 2月頃	実施契約の締結